

医療の国際展開に関する議論
のまとめ等について

医療の国際展開に関する議論のまとめについて

- 医療の国際展開に関して、以下の点について概ね了解された。
 - ・ 医療法人が海外で病院を運営する事業について、医療の非営利性を確保し、かつ、日本国内の地域医療に支障を来さないことが必要であることや、医療法人による海外展開の原資が貴重な税、社会保険料や窓口負担であることを踏まえ、
 - ① 本来業務である、病院等の業務に支障がない範囲内で行われること、
 - ② 海外においても、適正な内容の医療を行うことを条件に認める。
 - ・ 具体的には、医療法人が海外で病院を運営する事業について、医療法第42条に規定する、病院等の業務に支障がない限り行うことができる附帯業務に位置づける。
 - ・ 海外で行う医療の適正性を担保するため、例えば、定期的に事業報告書を厚生労働省に提出させるとともに、適宜必要に応じて報告を求めるなどの仕組みを導入する。
 - ・ また、医療法人が海外で病院を運営する事業を行うに当たっては、当該医療法人が、海外で病院を運営する現地の法人に対して出資する必要がある。
 - ・ これについて、海外における業務が失敗したとしても、国内における医療の提供に与える影響を最小限にするため、例えば、出資の価額については、医療法人の剰余金の額の範囲内にするなど一定の要件を設けることを前提に認めることとする。

医療の国際展開に関する主な議論について

- 医療の国際展開に関して、主な議論として以下のものがあった。
 - ・ 医療法人の理念は、地域に良質な医療を提供することにある。その良質な医療を途上国にも伝えることは、その理念を一步国外に踏み出したものであり、国際展開自体は評価できる。しかし、医療の非営利性は確保すべきであり、また国内における医療資源が十分でない面もあることを踏まえて、国内の医療に支障を来さない限りという条件の下で、認めていくべきである。
 - ・ 「医療法人は配当ができないから海外展開に資金を向ける」という安易な考え方は、保険診療外の事業に注力することにつながり、混合診療の導入になりかねない。また、現地法人への出資を行うため国内の医療について儲ける方向にドライブがかかり、例えば、過剰診療等につながるおそれもあることから、こうしたことにならないよう注意すべきである。
 - ・ 医療法人の海外展開の原資は税、社会保険料や窓口負担であり、本来は安全なものに投じられなければならない。海外で病院を運営する事業については、非常にリスクが高く、例外的にはあるが出資金以上の損害が生じる可能性もあるため、十分に注意すべきである。また、安易に追加出資が行われ、法人資産、つまりは税金等が流出しないよう注意すべきである。
 - ・ TPPにも関連するが、逆に日本市場への参入を狙う海外企業等から、医療法人の非営利性の確保、混合診療の禁止を堅持し、日本の優れた医療のしくみを守っていかななければならない。